

町・県民税（住民税）の申告相談の受付が始まります。町・県民税の申告は、令和3年度の町・県民税や国民健康保険税の税額を決定するだけでなく、後期高齢者医療制度等の各種制度（障害者、介護保険、重度医療、社会保険の被扶養者等）の適用の算定基礎になるなど、さまざまな行政サービスを受けるために必要な手続きです。

◎町・県民税の申告が必要か確認してください

◆町での申告が必要な人

令和3年1月1日現在、美波町内に住所があり、令和2年中に次のいずれかに該当する人で、税務署に確定申告書等を提出しない人は申告をしてください。

- ①営業・農業・不動産などの収入のあった人で所得税のかからない人。
- ②給与所得者で、給与以外に収入のあった人。
- ③公的年金等を受給している人で公的年金等以外に収入があった人。
- ④給与収入や公的年金等の収入のみの人で、医療費控除・雑損控除などの所得控除を受けようとする人。
- ⑤所得がなかった人で、令和3年度課税（令和2年中の所得）の所得証明などが必要となる人や、各種行政サービス（国民健康保険・公営住宅・こども園など）を受けるため、町での所得確認が必要な人。被扶養者である16歳以上の高校生や大学生の皆様も含まれております。

◆町での申告をしなくてもよい人

- ①税務署に確定申告書を提出する人。
- ②令和2年中の収入が給与のみで、勤務先から年末調整済みの給与支払報告書が提出されている人。
- ③令和2年中の収入が公的年金等のみの人。

※②、③に該当する人であっても、医療費控除・扶養控除・寡婦控除などの所得控除を受けようとする場合は、町県民税の申告をする必要があります。

申告をしなくてもよい方であるか再度確認をお願いします。所得がなかった方でも左記の⑤に該当する方は、申告が必要になります。

申告の必要なし

◆申告には、マイナンバー（個人番号）が必要です

○マイナンバーカードをお持ちの方は、1枚で番号確認と身元確認ができます。

○マイナンバーカードをお持ちでない方は、下記の書類が必要です。

番号確認書類	身元確認書類
<ul style="list-style-type: none"> ●通知カード※1 ●住民票の写し又は住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるものに限り） などのうちいずれか1つ 	<ul style="list-style-type: none"> ●顔つき身分証明書（運転免許所等） ●公的医療保険の被保険者証 ●パスポート などのうちいずれか1つ

※1「通知カード」は令和2年5月25日に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できます。

【代理人が申告書等を提出する場合】

「本人に関するマイナンバーカード、通知カード、個人番号記載の住民票から1点（写しも可）」+「戸籍謄本（法定代理人）、委任状（任意代理人）、税務代理権限証書（税理士）から1点」に加え、

- (1)「代理人に関するマイナンバーカード、顔写真付き身分証明書（運転免許証等）から1点」
- (2)「代理人に関する顔写真無し身分証明書、保険証、年金手帳、児童扶養手当証書等から2点」

◆申告に必要なもの（申告時に持参してください）

- マイナンバー制度に関する本人確認書類
- 印鑑（認印、シャチハタ等でも問題ありません）
- 令和2年中の所得計算に関する書類
- 給与等源泉徴収票（原本）、公的年金等源泉徴収票（原本）、収支内訳書等配偶者のパート、内職、年金等の収入が確認できる書類
 - ※農業所得者…昨年12月に配布しました「令和2年中農業所得収支内訳書」に必要事項を記入し持参していただくか、収支計算ができる関係書類を持参してください。また、10万円以上の農機具等を購入された方は、領収書等の購入金額を証明する書類を持参してください。
 - ※漁業所得者…収支計算が原則となっていますので、事前に収支内訳書を記載していただくか、収支計算ができる関係書類を持参してください。
- 令和2年中に支払った社会保険料（国民年金保険料等）控除証明書、生命保険・個人年金、地震（損害）保険料等の控除証明書、医療費等の明細書もしくは領収書、並びに証明書。
 - ※医療費の領収書は、個人ごと・病院別に仕分け、合計金額を計算してください。

申告相談の日程の確認をお願いします。
ぜひ期間内での申告相談にお越しください。

【お問い合わせ】
役場税務課 ☎ 77-3615